大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十五卷　第四號

昭和七年十月一日發行

論叢

賣上稅に依る奢侈課稅……法學博士　神戸正雄
利子歩合の理論……文學博士　高田保馬
ロングフィールドの價値論と分配論……經濟學博士　堀經夫
政治算術附地方算法に就きて……法學博士　財部靜治
所得に關する疑義……經濟學博士　汐見三郎

研究

中央銀行の獨立性に就いて……經濟學士　松岡孝兒
カルテル法への要望……經濟學士　磯部喜一

說苑

職業と營利……經濟學士　岡崎文規
アダム・スミスに於ける經濟社會の本質に就て……經濟學士　竹中靖一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

說苑

職業と營利

岡崎文規

一

獨逸は、既に古くより、職業統計に特別の重要性を認めて、國勢調査とは獨立に、一八八二年、一八九五年、一九〇七年並に一九二五年の四回に亘つて、職業大調査を實施してゐる。其の他の諸文明國では、かゝる獨立の職業調査を實施した例に乏しいが、しかし、國勢調査に當つて、必らず「職業」なる調査事項を加へ、しかも之に相當の重心を置いてゐる。蓋し經濟的人口は、社會現象として、生物學的人口と同等或はそれ以上の重要性を有つてゐるからである。我國に於ても、大正九年及び昭和五年の兩回の國勢調査は、何れも「職業」を其の他の調査事項と共に調査した事は言ふ迄もない所である。

職業と言ふ文字は、日常語として、無雜作に使用されてゐるに拘らず、この職業の概念を正確に理解する事は決して容易ではない[1]。しかし職業調査に當つて、先づ第一に職業の概念を明確に規定してかゝらなければ、申告者は、各自、自己の信ずる所に從つて職業の概念を決定し、其の申告の正確性と齊一性とを期待する事が困難である爲めに、我國に於ても、申告書記入心得中に「主な職業とは主として一身を委ねるものをいひ、其の區別を爲し難きときは收入の最も多いものをいふ。」と規定してゐる。獨逸に於ても、一九二五年の職業調査に於ては、申告者の注意を喚起する爲めに特に世帶票中に「本業とは主として現在の生活地位が依據して居り、また一般に總利得或は其の大部分が由來する處の職業である[2]」と規定してゐる。これ等の規定に從へば、職業とは營利を目的とする經濟行爲である事が推知されるのであつて、職業と營業行爲とは殆んど全く不可分の關係にあるものと言はなければなら

1) Winkler, W., Statistik, 1925. S. 141.
2) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 402. Volks-, Berufs-, und Betriebszählung vom 16. Juni 1925. Berufszählung. Bln. 1627. S. 19.

ない。しかし、職業概念に關するこの規定は、後段に於て明らかであるが、Fürst[3]も指摘してゐるが如く、決して滿足なものではなく、また職業の本質は、Zahn[4]の言へるが如く、時と所とによつて解釋を大いに異にしてゐるから、先づ職業概念の歷史的沿革を概觀し、更に職業の成立要件として營利的要素を重大視してゐる現代の職業調査に於て、其の間に如何に困難なる問題が横はつてゐるかを考察しようと思ふ。

二

中世のキリスト教的社會倫理觀に從へば、職業は神に對する人間の義務より發生せる官職と同一義であつて、其の職務を遂行する事は、人間に課せられたる神への奉仕であると考へられてゐた。[5]職業を以つて、世界調和を維持せんとする神の攝理に歸する社會的目的關係から說明を試みるキリスト教徒に取つては、職業から引き出される利得は行爲の目的ではなくして、寧ろ其の附隨現象に過ぎない。生活と生活目的との調和に基く內心的滿足がある爲めに、職業の遂行から受ける所の利得は、決して勞賃又は價格ではなくして、單なる報酬に過ぎないと見るのである。卽ち職業は營利を追求する爲めの手段、或は職業に從事する事は取りも直さず營利行爲そのものであると言ふ純經濟的見解を排除して、職業を全く營利と切り離して、職業そのものに、キリスト教的又は社會倫理的目的を附與したのであつた。假令職業の現實的事實が、營利と不可分の關係に立つてゐるものであつても、職業の性質を觀念的、宗教的又は社會倫理的に、說明する事は可能であり、また中世に於て、職業の性質に關してかゝる解釋が一般に承認されてゐたのは、當時、キリスト教的精神が一般に隆盛であつたが爲めと、他方では、當時の生產過程が未だ幼稚であつて、親方と徒弟との關係には、尙ほ多くの社會倫理的要素が含まれてゐた事に原因してゐると考へられるのである。

然るに佛蘭西革命によつて、近代的資本主義制が確立せられ、職業の概念は、個人主義の成立と共に、變化を來たしたのである。[6]近代的資本主義の下に於ては

3) Fürst, G., Zur Methode der deutschen Berufsstatistik, Allg. Stat. Archiv, Bd. 19. 1. Heft. S. 4.
4) Zahn, F., Beruf und Berufsstatistik, Handw. d. Staatswiss. 4. Aufl. Bd. II. S. 524.
5) Weber, A., Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl. S. 101. Zahn, F., a. a. O., S. 524.

實質的にはとも角も、形式上、職業自由、契約自由の原則が承認せられ、之と同時に、職業は次第に個人的存在と分離し、職業は生活源を獲得する爲めの一手段として見られるやうになつて來た。企業家は企業の經營によつて、只管、利潤を追求する事を目的となし、同様に、企業家の下に働く使用人も、其の職業によつて、專ら生活源を獲得せんとする營利目的に支配されるやうになつた。職業は、以前に於けるが如く、それ自身に生活目的があるのではなくして、生活の爲めの一手段となつたのである。換言すれば職業に從事する事は、卽ち營利行爲を營む事であつて、職業と營利とは區別し難きものとなつた。

勿論、中世に於ける職業も、社會目的關係から觀察すればこそ、そこに生活目的を發見する事が出來たのであるが、これを經濟的立場から觀察し、交換によつて、利潤を獲得しつゝある經濟行爲を職業と見る場合には、之も亦營利的經濟活動であつたに違ひない。只だキリスト教的職業觀に在つては、同一の經濟的活動に對して、其の營利的性質を看過して、專ら社會目的關係から觀察したに過ぎないのである。Bücher[7]は人間の經濟的活動が、交換交通による市場生產を目的としてなされる場合、そこに所謂職業の發生する事を述べてゐるが、餘剩生產物を交換すると言ふ事は、一方では社會共同生活の便宜を目的とするものであるが、他方では之によつて生活源を獲得する營利行爲に外ならないのである。財貨が其の生產せられたる經濟內で消費せられたる所謂閉鎖的家內經濟の段階が終末を告げて、顧客の爲めに財貨が生產せられたる所謂都市經濟の段階に進むと同時に、人間の生產的經濟活動は職業の性質を帶び來たり、更に今日の所謂國民經濟の段階に至つて、職業の性質はいよ〳〵發揮せられ、勞働の分化と共に、職業の種類も次第に增加し來たつたのである。今日でも、僧侶、官吏、醫師、辯護士、軍人等凡そ「自由業」に從事する者は、自己の職業に營利的要素の缺けてゐる事を主張するかも知れない。そして租稅法も、彼等の職業を營利的でないと見てゐるから、

Troelsch, Die Soziallehren der christischen Kirchen und Gruppen. Tübingen, 1919. I. S. 122.

6) Zahn. F., a. a. O., S. 525.

7) Bücher, K., Die Entstehung der Volkswirtschaft, 11. Aufl. Bd. I. 1919, S. 128.

彼等に對して、營業稅を徵收してゐない事實を指摘するかも知れない。しかし農工商業等に從事する者も、之を企業として經營しない限り、彼等も亦自由業者と同じく營業稅を徵收される事はない。卽ち商業に於ける會社員又は工業に於ける勞働者は決して營業稅を徵收される事はない。普通、吾々が職業と言ふのは、個人と結合して見たるものであり、職業を經營方面より見たるものを產業と言つてゐる。或は主觀的職業と稱し、後者を客觀的職業と稱してゐる。營業稅は專ら後者の經營主に對して徵收されるものである。醫師、辯護士等が客觀的職業として經營される場合にも、營業稅を免除されてゐるのは、それが企業としての性質を缺いてゐるが爲めではなくして、國家の政策上、與へられたる特權に過ぎないのである。只だ自由業と其の他の職業との間に存する差異は、前者の勞働は主として財貨の生產に直接、關係なきものであるに反して、後者の勞働は主として財貨の生產に直接、關係ある點にある。其の勞働の種類が、財貨の生產に關係あると否とに拘らず、社會の共同生活上、必要なものである限り、其の勞働に從事する者は、その勞働から均しく生活源を引き出してゐるのである。從つて僧侶が、個人的に、自己の職業を以つて、生活源を獲得する營利手段と見ずして、之を神に對する義務を果しつゝあるものであると言ふ內心的滿足を有つ事は自由であり、また其の職業の結果が現實に宗教的效果を伴つてゐるものであつても、社會經濟的立場から見る場合、勞働者の職業と同じく、營利的活動以外の何者でもあり得ないのである。以上の理由に基いて、自由業を營利行爲でないと言ふ Mann[8] の見解には、贊成する事が出來ない。

三

私は、近代的資本主義制の下に於ては、職業の成立要件として營利的要素は不可缺のものである事を述べたが、しかし、これに基いて凡ゆる營利行爲は職業であるとか、また職業は卽ち營利であるとか速斷してはならないのである。何故ならば營利行爲は必らずしも

8) Mann, K., Beruf und Erwerb (Kölner Vierteljahrshefte für Sozialwissenschaften. 2. Jahrg. 4. Heft. 1922. S. 49.).

職業ではないからである。職業は營利行爲であると同時に、生活源たり得るものでなければならないから、營利行爲であつても、それが一時的、瞬間的のものであつてはならない、一時的營利行爲は、一時的利得を引き出す事が出來るが、之を以つて到底生活源とする事が出來ないからである。官吏が一時的に相場に手を出しても、それを職業と見る事が出來ない。營利行爲が職業たり得る爲めには、大なる時間的持續性を有つてゐなければならない。[9] こゝに於て、Mayr[10]は、職業を「今日、事實上の營利が職業の基準となつてゐるが決して一時的、瞬間的營利ではなく、一の社會的周知名稱を有する社會的確定性に於ける營利である。」と言ひ、またMüller[11]は「個人が國民に經濟的、精神的及び其の他の價値を寄與し、そして規則的に利得を受ける個人の繼續的行爲である。」と言つてゐる。しかし、繼續的行爲は必らずしも時間的に連續してゐる行爲ではない。著述業者、發明家、農夫等の業務は、決して時間的に連續してゐるものではなくして、大體に於て、間歇的であるが、之を繰り返して爲さんとする目的意識を有つてゐる以上、之も亦職業たる事を妨げないのである。[12]

一八四九年の獨逸憲法は「各人は職業を選擇し、其の欲する所で、其の欲する方法で、この職業に從事する自由を有す。」と規定し、體性、身分、宗派、國籍、市民權等は、最早や商業、農業、工業等の各職業に對して何等の特典をも有せず、辯護士、醫師並に官吏たる事も、多くの桎梏から自由にされたのであつた。我國の憲法にはかゝる特別の規定はないやうであるが、今日、吾々は何人も職業の自由を有する事を疑はないであらう。勿論「自由」とは何か?と言ふ問題を明確に規定する事は困難であつて、其の解釋も一致してゐないが、只だ之を消極的に解釋して、桎梏又は障碍の存せざる事と言ひ得るであらう。[13] しかし、事實上、或る職業は凡ての國民に對して之を禁止し、また或る職業は特定の條件の下に於てのみ之を認めてゐるから、持續性を有する營利行爲であつても、それは凡て職業

9) Mann, K., a. a. O., S. 42.
10) Mayr, G., Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. I. S. 191.
11) Müller, J., Deutsche Wirtschaftsstatistik, S. 5.
12) Mann, K., a. a. O., S. 43.
13) Lotmar, Ph., Die Freiheit der Berufswahl, 1898. S. 13.

たり得るものではない。そこでWinkler[14]は、職業を「眞面目なる、持續的なる、そして營利的なる人間の行爲」でなければならないと言つてゐる。我國の國勢調査に際して「金借業」と言ふ申告をなした者があつたが、かゝる不眞面目な職業は一般に認め難く、また不眞面目な職業は、多くの場合、法律の禁止する所である。しかし眞面目なる職業でも法律上認められないものもあり、之と反對に、社會道德的に擯斥す可き不眞面目なる職業でも、法律上認められてゐるものもあるから、寧ろ職業を以つて、法律上認められ、持續的にして且つ營利的なる人間の行爲であると規定する方が一層適切のやうに考へられる。

職業に對する法律的制限は、時と所とによつて大いに差異があつて、普遍性を缺いではゐるが、問題となる職業について、大體の考察をして見度い。先づ第一に、何れの國に於ても、窃盜、乞食の如きは職業として之を認めないであらう。そしてまた、普通には、賣淫の如きも職業たり得ないであらう。しかし我國の如き公娼制度の存する所では、公然の賣淫婦である公娼は、一職業として、國勢調査には取扱はれ、職業分類一九〇目料理店、飲食店、席貸業の項目中に編入されてゐる。[15]また獨逸に於ても、一九〇七年の職業調査に於ては Freudenmädchen を職業として調査してゐる。[16]次に我國の法律では賭博を禁止してゐるから、賭博常習者はそれを以つて一職業とする事は出來ないが、モンテ・カルロの如き、國立の賭博場の設置せられてゐる所では、賭博に關係ある種々なる職業が認められ得る譯である。また我國には、政黨としての共產黨は未だ認められてゐないから、共產黨員としての各種の職業も存在し得ないが、政黨として共產黨の認められてゐる國に在つては、共產黨員としての各種の職業が存在し得る譯である。

次に何人が其の職業を選擇してもいゝが、申告、許可、認可、免許、事項的・人身的保證及び能力試驗を前提としての從事し得る或る種類の職業がある。これは職業が法律上禁止されてゐるのではなくして、其の

14) Winkler, W., a. a. O., S. 141.
15) 大正九年國勢調査職業名鑑八一一頁參照。
16) Mann, K., a. a. O., S. 41.

職業に從事する場合、一定の條件を必要とするのである。從つて、この一定の條件を具備しない場合、それが、法律上、職業たる資格を停止されてゐる。かゝる法律的制限が規定せられてゐる根本理由は、或る程度まで、かゝる職業の供給過剰並に競爭を防止し、或は職業責任の改善を促進する目的に外ならない。[17]

四

私は職業成立の要件として、營利以外、各種の要素を擧げたが、これに職業成立の要件として、必らずしも營利的要素を必要としないと言ふ意見のある事を注意しなければならない。卽ち Fürst[18] は、職業調査に於ける職業の概念を決定する場合、營利が重要なる要素をなしてゐる事を必らず否定してゐるのではないが、「最狹義の職業とは職業の遂行が營利目的に適合するや否やを考慮せずに、人間が職業とする業務である。」と述べ、Spinoza は生計の爲めには玉磨きを業務としたが、彼の職業は哲學者であつた實例を指摘してゐる。言ふ迄もなく、Spinoza の場合に在つては、自己の精力を傾倒してゐる業務を無視して、只だ生計の手段に過ぎない玉磨きを職業と見る事は實情に疎いと考へられるが、今日の社會では、生活源の總て又は其の大部分を獲得し得る業務を本業と稱するのであつて、社會經濟的立場から見て、利得を收めざる、或は收め得ざる以上、如何に精力を傾倒し、また如何に技巧の發達せる仕事でも、之を職業とは見ないのである。例へば素人が、寫眞師以上に寫眞の技巧に長じてゐても、彼は寫眞師ではなく、彼の仕事は道樂に過ぎないのである。一見社會生活の實情に適合しないやうに考へられる場合もないではないが、職業調査の目的は經濟的人口の構成を統計的に把握するにあるから、一業務に對する熱心の程度又は技巧の程度を問題としないで、專ら其の業務と營利との關係を問題とするものなのである。

次に、既に述べたる職業の概念に照して、獨逸の家婦組合 (Hausfrauenorganisation) は、家婦の行爲は職業であるから、職業調査に於て、家婦の行爲を職業とし

17) Lotmar, Ph., a. a. O., S. 22.
18) Fürst, G., a. a. O., S. 3.

て調査されん事を希望した事があつた。[19] 一般的に言へば、家婦の行爲は職業たる資格を備へてゐる。それは眞面目であり、繼續的であり、且つ營利的であるからである。家婦は其の行爲に對して何等の金錢的支拂をも受けてゐないけれども、其の對價として無料で住居、食料、衣類等を受けてゐる。假りに家婦がゐないとしたならば、其の仕事は家政婦の手によつて處理され、そしてそれには相當の對價が支拂はれるのであつて、家政婦は立派な職業である事は何人も之を否定出來ないであらう。この理由に基いて、Winkler[20]は家婦も亦一職業であると言ひ、「職業と營利とは密接なる關係があるが、職業の概念には必らずしも報酬を要件としない。」と述べてゐる。然るにLotmar[21]は、「家婦は、多くの場合、重要なる生活職業に從事してゐる事を拒むものではない。しかし妻のこの『自然的』職業は、ヨーロッパの慣習に從つて、普通、結婚條件であると言ふ事から、他の職業とは大いに相違してゐる。それ故に妻自身は、妻たらんとする場合、取りも直さずこの『自然的』職業のみを選び、それに從事するものである。」と述べて、家婦も職業と言へば職業であるが、他の職業とは大いに趣を異にしてゐる點を明らかにしてゐる。また家政は、主として家婦の擔當する任務ではあるが、其の限界は動搖性のあるものであつて、「財產の處理、子女の教育、他人との交際には夫も亦之に干與してゐる。」ことをZahn[22]が指摘し、更にFürst[23]は獨身の男子は、往々にして食事、洗濯、衣類等に關し、家婦の爲す可き仕事を果してゐる場合もある事を擧げて、家婦の爲す可き家政の範圍を決定する事の困難である事並に家政は必らずしも家婦に限られたる仕事でない事を說明してゐる。しかし、一九二〇年のオーストリアの國勢調査に於ては、家婦を職業として調査したが、一九二三年には、オーストリアに於てもこの調査を斷念し、[24]また爾餘の諸國に於ても、家婦を職業として調査してゐないのは、婦人特に家婦が、家政以外の本來の營利行爲を調査するに當つて、家政をも職業として調査する事によつて、調査結果の混亂を招く危險が多い

19) Fürst, G., a. a. O., S. 6.
20) Winkler, W., Der Hausfrauenberuf in der Statistik, Artikel im neuen Wiener Abendblatt. Nr. 12. des 63, Jahrg. vom 12. 1. 1929. S. 5.
21) Lotmar, Ph., a. a. O., S. 4–5.
22) Zahn, F., a. a. O., S. 530.
23) Fürst, G., a. a. O., S., 7.

からである。[25]

更に職業に從事せんとする意志あるに拘らず、疾病或は一時的失業によつて、調査の當日、事實上、職業に從事してゐない者を、營利行爲者と見る可きか否かについては問題がある。言ふ迄もなく、これ等の一時的失業者の內には、再び經濟生活に於ける一地位を見出す者も少なくないが、しかしまた營利生活から全く離脫して仕舞ふ者も少なくないであらう。この失業者の內で、誰が再び營利生活に立ち歸る事が出來、誰が營利生活から離脫し去るかは、世帶票に記入せる所から推知する事は出來難い。[26]嚴密なる意味に於ては、失業者は既に生活源を獲得する營利行爲を中絕してゐる者であるが、多くの國に於ては、職業を調査する場合、失業者については、彼等が最近に從事せる職業を調査してゐる。しかしこれは理論上、正當であるか否かについて疑問の餘地が十分にあると思はれる。

上述せる所は、專ら本業に關する問題であるが、本業による生活源としての利得を補充する目的を以つて、本業者並に本業者に扶養せられる家族員の從事する副業も亦營利行爲たる性質を失ふものでないが、この點は、別の機會に、副業に關する考察を行ふ場合に論じて見度い。

既に述べたる職業の概念に照して、人口は有業人口と無業人口とに分れる。そして何等の業務にも從事せずして、有業者又は無業獨立者に扶養せられる無業の家族員は、普通、扶養者の屬する職業中に表示せられるから、職業統計表中に、獨立に無職業として表示されるものには、無職業にして收入に依る生活者（小作料に依る者、地代、家賃、有價證券の收入に依る者、恩給、年金、其の他の收入に依る者）の外に、準世帶に在る學生、生徒、精神病院、感化院、慈善病院等に在る者、官公又は慈善團體等の救助を受くる者、在監人、其の他の無職者が包含される事となる。

24) Hiess, F., Methodik der Volkszählungen, 1931. S. 175.
25) Bürgdörfer. F., Die Volks-, Berufs-,und Betriebszählung, 1925. Allg. Stat. Archiv, 15. Bd. 1925. S. 50. Fürst, G., a. a. O., S. 7.
26) Fürst, G. a. a. O., S. 6.